

議案第50号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
次のとおり財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年6月18日  
三朝町議会  
三朝町長 吉田秀光

平成11年6月23日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和55年三朝町条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

旭財産区	会 長	年額	130,000円
	会長職務代理者	年額	100,000円
	委 員	年額	90,000円
竹田財産区	会 長	年額	160,000円
	会長職務代理者	年額	130,000円
	委 員	年額	110,000円

を

」

旭 財 産 区	会 長	年 額	65,000 円
	会 長 職 務 代 理 者	年 額	50,000 円
	委 員	年 額	45,000 円
竹 田 財 産 区	会 長	年 額	80,000 円
	会 長 職 務 代 理 者	年 額	65,000 円
	委 員	年 額	55,000 円

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

円 〇〇〇,〇〇〇	贈 手	員 会	
円 〇〇〇,〇〇〇	贈 手	香 野 升 高 郷 員 会	区 新 根 原
円 〇〇〇,〇〇	贈 手	員 委	
円 〇〇〇,〇〇〇	贈 手	員 会	
円 〇〇〇,〇〇〇	贈 手	香 野 升 高 郷 員 会	区 新 根 田 竹
円 〇〇〇,〇〇〇	贈 手	員 委	